

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>令和2年度高知県貸切バス利用促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の補助対象事業は、県内に本社を置く貸切バス運送事業を営む者（以下「貸切バス事業者」という。）から貸切バスを借り上げ、<u>運行区間が高知県内である</u>事業とする。</p> <p>第4条～第12条 (省略)</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第13条 補助対象者は、補助事業が完了した場合、補助事業完了の日から30日を経過した日又は<u>令和4年3月15日</u>のいずれか早い日までに別記第7号様式による実績報告書を、当該補助事業に係る交付申請書の報告を行った貸切バス事業者を經由し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>第14条～第19条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和2年9月14日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>4</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第1号、第12条、第13条第5項及び第6項、第14条第2項及び第3項、第16条並びに第17条の規定は、同日以降もなお</p>	<p>令和2年度高知県貸切バス利用促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の補助対象事業は、県内に本社を置く貸切バス運送事業を営む者（以下「貸切バス事業者」という。）から貸切バスを借り上げる事業とする。</p> <p>第4条～第12条 (省略)</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第13条 補助対象者は、補助事業が完了した場合<del>又は第10条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合は、補助事業完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日</del>から30日を経過した日又は<u>令和3年3月15日</u>のいずれか早い日までに別記第7号様式による実績報告書を、当該補助事業に係る交付申請書の報告を行った貸切バス事業者を經由し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>第14条～第19条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和2年9月14日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>3</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第1号、第12条、第13条第5項及び第6項、第14条第2項及び第3項、第16条並びに第17条の規定は、同日以降もなお</p>

新旧対照表

新	旧																				
<p>その効力を有する。</p> <p>附則 この要綱は、令和2年11月25日から施行し、同年9月14日から適用する。</p> <p><u>附則</u> <u>1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。</u> <u>2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に着手した補助事業から適用し、同日前に着手した補助事業については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="235 759 1120 1002"> <thead> <tr> <th>補助対象事業</th> <th>補助対象者</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>令和3年5月9日までに旅行・イベント等の行事を実施するために必要な貸切バスの借り上げ（運行区間が高知県内であるものに限る）。</u></td> <td><u>○高知県内に住所を有する個人</u> <u>○高知県内に営業所等を有する法人</u> <u>○高知県内に所在するその他の団体</u></td> <td>貸切バスの借り上げに必要な経費</td> <td>2分の1以内</td> <td>1日1両当たり5万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）から（注5）（省略）</p> <p><u>（注6）「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（公益社団法人日本バス協会）に基づく感染予防対策が実施されていること。</u></p> <p>別表第2（省略）</p>	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額	<u>令和3年5月9日までに旅行・イベント等の行事を実施するために必要な貸切バスの借り上げ（運行区間が高知県内であるものに限る）。</u>	<u>○高知県内に住所を有する個人</u> <u>○高知県内に営業所等を有する法人</u> <u>○高知県内に所在するその他の団体</u>	貸切バスの借り上げに必要な経費	2分の1以内	1日1両当たり5万円を上限とする。	<p>その効力を有する。</p> <p>附則 この要綱は、令和2年11月25日から施行し、同年9月14日から適用する。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1160 762 2045 1005"> <thead> <tr> <th>補助対象事業</th> <th>補助対象者</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅行・イベント等の行事を実施するために必要な貸切バスの借り上げ</td> <td><u>貸切バスを借り上げる個人、法人又はその他の団体</u></td> <td>貸切バスの借り上げに必要な経費</td> <td>2分の1以内</td> <td>1日1両当たり5万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）から（注5）（省略）</p> <p>別表第2（省略）</p>	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額	旅行・イベント等の行事を実施するために必要な貸切バスの借り上げ	<u>貸切バスを借り上げる個人、法人又はその他の団体</u>	貸切バスの借り上げに必要な経費	2分の1以内	1日1両当たり5万円を上限とする。
補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額																	
<u>令和3年5月9日までに旅行・イベント等の行事を実施するために必要な貸切バスの借り上げ（運行区間が高知県内であるものに限る）。</u>	<u>○高知県内に住所を有する個人</u> <u>○高知県内に営業所等を有する法人</u> <u>○高知県内に所在するその他の団体</u>	貸切バスの借り上げに必要な経費	2分の1以内	1日1両当たり5万円を上限とする。																	
補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額																	
旅行・イベント等の行事を実施するために必要な貸切バスの借り上げ	<u>貸切バスを借り上げる個人、法人又はその他の団体</u>	貸切バスの借り上げに必要な経費	2分の1以内	1日1両当たり5万円を上限とする。																	